

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
の核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請について (説明資料)

令和4年12月5日
日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
保安管理部

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、令和4年9月26日付け令04原機(サ保)079にて申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定のうち、記載の適正化を図ることを変更の内容とし、品質マネジメントシステム文書体系の図に保安管理部の要領書名称「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」を追加した。

本変更は、保安管理部における不適合管理、是正処置及び未然防止処置について、再処理施設にあっては保安管理部「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に、核燃料物質使用施設にあっては核燃料サイクル工学研究所「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に基づいて運用していたものを保安管理部「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」に核燃料物質使用施設に係る不適合管理等の仕組みを統合し、文書体系を明確にするものであり、運用を変更するものではない。したがって、品質マネジメントシステム文書体系図における当該要領書の追加を記載の適正化として申請したものである。

また、当該要領書が保安管理部の二次文書として追加されるものの、保安規定の二次文書として位置付けが明確になっていることに変更はないことから、使用施設等における保安規定の審査基準「使用規則第2条の12第1項第2号(品質マネジメントシステム)」の要求事項を満たすことに変更はないと考えている。

なお、今後の申請においては、審査基準の要求事項に照らし合わせて、変更内容を適切に申請することを検討する。

以上